

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 八月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

						医療法人社団みずとり米子西クリニク	ふなこし眼科ペインクリニク	名 称
						米子市彦名町一四八〇番地三	米子市紺屋町一五	所 在 地
						〃	令和七年十月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 八月 二十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

							名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
							アイ・プラス薬局郡家店	オレンジ薬局 米子市福市一七二三―九	令和七年十月一日
								八頭郡八頭町池田二〇五―一	〃